令和元年海事代理士試験 筆記試験問題

1時限目(9:00~10:30)

- 1. 憲法
- 2. 民法
- 3. 商法
- 4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次	:の文章は日本国憲法の条文である。
サよ	.。(5点)
200	
(1)	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障す
	る基本的人権は、侵すことのできないとして、現在及び将来の国民
	に与へられる。
(2)	は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
(3)	内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したとき
	は、 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならな
	V _o
(4)	裁判官は、裁判により、 のために職務を執ることができないと決定
	された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処
	分は、行政機関がこれを行ふことはできない。
(5)	予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、

- 2. 日本国憲法及び判例を参照した次の(r)~(r)~(r)0について、正しい場合は(r)0を、誤っている場合は(r)2を、解答欄に記入せよ。(r)3点
 - (ア) 法律案の議決について、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした ときには、予算案の場合と違い両議院の協議会を開くことはできず、衆議院で出 席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき、当該法律案は法律となる。
 - (イ) 森林法の立法目的は森林の細分化を防止することによって森林経営の安定化を 図り、もって国民経済の発展に資することであり、共有林の分割請求制限は合理 性と必要性のいずれをも肯定することはできず、違憲である。
 - (ウ) 国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。
 - (エ) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律 でこれを定める。
 - (オ) わが国に在留する外国人に対する政治活動の自由は、外国人の地位にかんがみ これを認めることは相当でなく、その保障が及ぶことは全くない。

2. 民法

1. 次の文	て章は、民法の条文である。	に入	る適切な語句を解答権	闌に記入せ。	よ。
(5点)					
(1) 善意	ぎの占有者は、占有物から生	ずる	を取得する。		
(2) 損害	『賠償は、別段の意思表示が	ないときは、	をもってその	つ額を定める	5。
(3) 不動	助産の賃貸借は、これを 	したときん	は、その後その不動産	雀について 物	勿権
を取得	尋した者に対しても、その効	力を生ずる。			
(4) 取消	肖権は、追認をすることがで	きる時から	年間行使しない	いときは、豚	寺効
によっ	って消滅する。行為の時から	二十年を経過	したときも、同様とす	トる。	
(5)	は、当事者の一方が相	手方のために位	呆管をすることを約し	してある物を	と受
け取る	ることによって、その効力を	生ずる。			

- 2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を 解答欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに 足りる知能を備えているかを問わず、その行為について賠償の責任を負う。
 - (2) 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。
 - (3) 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができないが、法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。
 - (4) 不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、設定行為でこれより長い期間を定めたときは、この限りでない。
 - (5) 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。

3. 商法

$1.$ \emptyset	大の文章は商法の条文である。
(5	5点)
(1)	船舶所有権の移転は、その をし、かつ、船舶国籍証書に記載しなけ
	れば、第三者に対抗することができない。
(2)	船長は、 を船内に備え置かなければならない。
(3)	運送人は、 の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗
	することができない。
(4)	救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支
	払い、その三分の一を に支払わなければならない。
(5)	船舶の抵当権には、 の抵当権に関する規定を準用する。この場合に
	おいて、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を実行して競売の申立てをしない
	とき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承
	諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当
	権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれ
	をしないとき」と読み替えるものとする。

- 2. 法令の規定を参照した次のア〜オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は ×を、解答欄に記入せよ。(5点)
 - ア. 船舶共有者でない者を船舶管理人とするときには、船舶共有者の過半数の同意を 得なければならない。
 - イ. 荷送人は、発航後、いかなる場合においても、個品運送契約の解除をすることができない。
 - ウ. 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権(財産権が侵害されたことによるものに限る。)は、不法行為の時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。
 - エ. 海上保険契約における保険価額は、船舶を保険の目的物とする場合は、保険期間の始期における当該船舶の価額とし、貨物を保険の目的物とする場合は、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額に運送賃及び保険に関する費用を加えたものとする。
 - オ. 船舶先取特権は、船舶及びその属具に及ぶ。

4. 国土交通省設置法

1.	に当てはまる適切な国土交通省海事局又は地方運輸局の内部組織の名称を、
Ţ	以下の選択肢ア〜シから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)
((1) 国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、
	である。
((2) 国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び
	船内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、 である。
((3) 地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、
	又は海事部である。
(
	るのは、 又は海事部である。
	

【選択肢】

ア 総務課 イ 内航課 ウ 海事資格課 エ 検査測度課 オ 安全政策課 カ 船員政策課 キ 船内環境課 ク 海洋・環境政策課 ケ 船員労政課

- コ 総務部 サ 海事振興部 シ 海上安全環境部
- 2. 次に掲げる法令として適当なものを、以下の選択肢ア〜カの中から選び、その記号を 解答欄に記入せよ。(3点)
 - (1) 国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令
 - (2) 地方運輸局の所掌事務を規定する法令
 - (3) 海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令

【選択肢】

ア 国土交通省設置法 イ 国土交通省組織令 ウ 国土交通省組織規則

- エ 地方運輸局組織規則 オ 地方整備局組織規則 カ 海事事務所組織規則
- 3. 次の文章において正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は、解答欄に×を記入 せよ。(3点)
 - (1) 海事事務所のうち、広島県に置かれるものは呉海事事務所及び尾道海事事務所の 2箇所である。
 - (2) 千葉県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は関東運輸局であり、その位置は東京都である。
 - (3) 北陸信越運輸局の管轄区域は、新潟県、富山県、石川県及び長野県である。

令和元年海事代理士試験 筆記試験問題

2時限目(10:50~11:50)

- 5. 船員法
- 6. 船員職業安定法
- 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

U					に入る適切な語句を 1 つの語句につき選択			
(れない船舶として、約 トン未満の漁船等が規			
(:	2) 法第100条の	06第	3項の臨時海上第		E書の有効期間は、	ウ 月	である。	
(:	3) 「工」	とは	、法第1条第1項	に規	定する船舶に乗り組む	っため	雇用されている者	
			ていないものを					
(4	4) 船員の給料	その	他の報酬は、	オ	に基き、且つ船員の&	圣験、	能力及び職務の内	
	容に応じて、	これ	 を定めなければ	なら	ない。			
(;	5) 船員の1週間	引当な	こりの労働時間に	は、「	カーについて平均四	十時間	周以内とする。	
(6) 船長は、船	舶の	キ を確保す	つるた	 .め臨時の必要がある	ときに	は、法第60条第1項	
	の規定等の労	働時	 間の制限を超え	て、	自ら作業に従事し、者	告しく	は海員を作業に従	
	事させること	がで	きる。					
('	7) 船舶所有者	は、	クが補償休	日に	おいて作業に従事した	ことき	は、国土交通省令	
	で定めるケ	を	<u></u> 支払わなければ	なら	ない。			
(:	 8) 船舶所有者	は、	船員がコに	[属す	る船舶において初め	て6か	月間連続して勤務	
	に従事したと	きは	、 、その6か月の	経過	後1年以内に、その船	員に知	定められた日数の	
	有給休暇を与	えな	ければならない	0				
【語	群】							
1.	5	2.	6	3.	10	4.	12	
⑤.	15	6.	20	7.	30	8.	40	
9.	海員	10.	予備員	11.	予備船員	12.	航海の安全	
13.	復原性	14.	補償休日手当	15.	船員	<u>16</u> .	予告手当	
17.	割増手当	18.	部員	19.	同一の事業	20.	同一の法人	
21).	労働組合	22.	基準労働期間	23.	船員労働の特殊性	24.	一定の期間	

②. 秩序

26. 労働協約

②5. 事務員

- 2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには× を解答欄に記入せよ。(8点)
 - (1) 船舶所有者は、船員が負傷のため職務に堪えないときは、雇入契約を解除することができる。
 - (2) 法第65条の2では、船員の1日当たりの労働時間の限度及び1週間当たりの労働時間の限度を、それぞれ14時間及び72時間と定めているが、漁船について同規定は適用されない。
 - (3) 船舶所有者は、出産後十週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。
 - (4) 船長の命令により、海員が救命艇操練に従事する場合、法第60条から第67条までの労働時間等に関する規定は適用されない。
 - (5) 漁船以外の船舶について、船舶所有者は、年齢18年未満の者を船員として使用してはならない。
 - (6) 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、教育についての就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
 - (7) 法第100条の2に規定される定期検査の結果に不服がある者は、その結果に関する 通知を受けた日の翌日から起算して90日以内に、その理由を記載した文書を添えて 国土交通大臣に再検査を申請することができる。
 - (8) 船舶所有者は、給料の支払状況について、国土交通大臣に報告をしなければならない。
- 3. 法第97条第1項において、就業規則に記載しなければならないとされている事項を4つ 答えよ。(2点)

6. 船員職業安定法

	よ令の規定を参)番号を解答欄				に入るii		な語句を下欄	の語	詳から選び、
(1) 船舶所有者 うとするとき		その被用者以 国土交通大臣					7	を行わせよ
(2	2) 法令に違反 の日から起算 ができない。		国土交通大臣					•	
(3	許可を受けて	こ、ヌ	は学校等の行 は学校等の行 ↑事業を行う者	う無	料の船員職業				<u></u>
(4	。) 派遣先は、 め、国土交通		a就業に関し船 で定めるとこ						
(5	事業所ごとの)当該	美主は、国土交 核船員派遣事業 从内に作成し、	に係	る事業報告書	序及て	が収支決算書を	と、毎	事業年度経
【語	群】								
1.	登録	2.	労務供給	3.	派遣先管理	4.	募集	5.	1年
6.	1月	7.	2月	8.	派遣元責任	9.	配乗	10.	届出
11.	労務管理責任	12.	6 月	13.	労務管理	14.	5年	15.	報告
16.	登記	17.	派遣先責任	18.	10年	19.	申告	20.	職業紹介
21.	3月	22.	100日	23.	2年	24.	派遣元管理	25.	3年
合	次の(1)~(5) の組合せを、T	「欄の)1~4の選択	肢か	ら選び、その)番号	分を解答欄に言	己人も	たよ。(5点)
/ I	.) ア. 船員	似禾	女に仏し 1加.	只刀钉	カげ��」 こしょ	、	ママスティスト 一本 ・	ノ v ・ (・八つ川貝へ

(2) ア. 船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年である。

しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

するものを含むものとする。

して他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当

イ. 船員派遣元事業主は、船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地を変更

- イ. 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を 行う者が、船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ、その旨 を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、飲食店、日用品の販売、宿泊所の業務を行うことができる。
 - イ. 船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う 学校の長は、当該学校の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を 担当する者を定めて、自己に代わってその業務を行わせることができる。
- (4) ア. 船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。
 - イ. 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が、派遣可能期間のみ雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (5) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済 後3年間、これを保存しなければならない。
 - イ. 労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給 事業を行うことができる。

【選択肢】

1. P-O 1-O 2. P-O 1-X 3. P-X 1-O 4. P-X 1-X

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句又は数字を解答欄に記せよ。(12点)	入
(1) 海技士は、海技免状の <u>ア</u> の更新を行うときには、交付を受ける海技免状と 換えに、その受有する海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。この場 において、返すべき海技免状が <u>イ</u> しているときは、その事実を証明する書類 添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	合
(2) 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、操縦免許を受ける者の操縦技能に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、 ウ 又 推進機関の出力についての エ を行うことができる。	
(3) 操縦免許証の ア の更新を申請することができる期間(更新期間)の オ 通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更 期間前に当該操縦免許証の ア の更新を申請することができる。	
(4)登録操縦免許証更新講習実施機関は、 <u>力</u> を選任したときは、その日から15 以内に、選任した <u>力</u> の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載 た書類を添えて、当該登録操縦免許証更新講習実施機関の住所地を管轄する地方 輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。	し
(5)海技士(航海)の資格についての海技免状の ア の更新のための乗船履歴は総トン数20トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士(運航士(2号職務)を除く。として、受有する海技免状の ア が満了する日以前5年以内に キ 年以上乗組んだ履歴又は海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前6月以内に ク 以上乗り組んだ履歴でなければならない。	。) り
(6) 五級海技士(機関)の資格についての海技免許を受けようとする者は、一定の合を除き、登録 <u>ケ</u> 実施機関が行う機関 <u>コ</u> 講習、 <u>サ</u> 講習及び機関 <u>シ</u> 講習の課程を修了していなければならない。	

. 海技試験(身体検査及び口述試験)の受験資格として有しなければならない乗船履歴 に関する法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せ よ。(5点)
(1)乗船履歴は、次の①から③までのいずれかに掲げるものにより証明されなければ ならない。
① アンスは船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)のアー記載事項証明
② ア を滅失し、又は毀損した者が官公署(独立行政法人を含む。)の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については イ 又は ウ の証明
③ ア を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については イ 又は ウ の証明
(2)(1)②により <u>イ</u> 又は <u>ウ</u> が、 <u>工</u> を受有する船舶に乗り組んだ履歴を 証明する場合には、 <u>工</u> の写しを添えなければならない。
(3)(2)の イ 又は ウ が乗船履歴を証明する場合において、自己の所有に属する船舶又は自己が ウ である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の イ 又は係留施設の オ 者その他の イ に代わって当該船舶を オ する者の証明がなければならない。
. 小型船舶操縦士の免許に関する次の文章について正しいものを1つ選び、その記号を 解答欄に記れまた。(1.5)

- 解答欄に記入せよ。(1点)
 - 海上運送法に規定する船舶運航事業の用に供する小型船舶(物のみの運送の用に供 する船舶に限る。) の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許を特定操 縦免許という。
 - イ 二級小型船舶操縦士の資格は、特殊小型船舶操縦士の資格の上級であるから、特殊 小型船舶の小型船舶操縦者として乗船することができる資格である。
 - ウ 操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、登録小型船舶教習所の課程を修了した者に ついて行う。
 - エ 年齢が18歳に満たない者には、一級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を与えな い。

4. 四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の乗船履歴 表に定める乗船履歴の一を有しなければならない。

(乗船履歴表)

乗 船	履歴		
船舶	期間	資 格	職務
・総トン数200トン以上の平水区域を航行	3年以上		船舶の運航
区域とする船舶	1年以上	五級海技士	船長又は航海士
・総トン数20トン以上の沿海区域、近海		(航海)	
区域若しくは遠洋区域を航行区域とす			
る船舶又は			
・総トン数20トン以上の漁船			

現在、年齢が50歳の者であって、次の①から③までに掲げる3つの履歴を有するものが、令和元年10月1日を試験開始期日とする四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により乗船履歴として認められる履歴の乗船期間を合算して、当該乗船期間を解答欄に記入せよ。

なお、次の各号に掲げる履歴に係る船舶及び漁船は、いずれも船舶職員及び小型船舶 操縦者法が適用されているものとする。(2点)

- ①31歳から34歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数50トンかつ出力65 0キロワットの推進機関を有する丙区域内において従業する漁船に乗り組み、船舶の 運航に関する職務を1年3月行った履歴
- ②38歳から42歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数1,500トンかつ出力2,000キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする旅客船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を9月行った履歴
- ③五級海技士(航海)の資格についての海技免許を受けた後、46歳から48歳までの間に、 総トン数499トンかつ出力900キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とす る貨物船に乗り組み、一等航海士の職務を9月行った履歴

3時限目(13:00~15:10)

- 8. 海上運送法
- 9. 港湾運送事業法
- 10. 内航海運業法
- 11. 港則法
- 12. 海上交通安全法
- 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、[]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)
(1) この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、報送の ア を確保し、海上運送の利用者の利益を イ するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。
(2) この法律において「旅客定期航路事業」とは、 ウ (十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。)により人の運送をする定期航路事業をいい、これを エ 短期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。
(3) 工 定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする 工 定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であって指定区間に係るものについて当該運賃の オ を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の カ を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
(4) 正 定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする 正 定期航路事業者にあつては当該自動車航送を キ してはならない。 一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。 二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。 三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。
(5) ① 工 定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の ク 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。 ② 工 定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の ケ 月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
(6) 旅客不定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の コーを

受けなければならない。

9. 港湾運送事業法

- 1. 次の(1) \sim (5) のそれぞれについて法令の規定を参照した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択しア \sim エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)
- (1) ① 「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に 応じて行う行為であって港湾運送事業法第2条第1項第1号から第8号にまで掲 げるいずれかの行為に該当する「港湾運送」を行う事業をいう。
 - ② 港湾運送事業法第3条第1号から第7号までに掲げる港湾運送事業(一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業及び検量事業)を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (2) ① 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け 出なければならないが、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、 この限りでない。
 - ② 法人であって、その役員のうちに営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいる場合であっても、港湾運送事業の許可を受けられる場合がある。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤
 - ウ ①誤、②正
 - エ ①誤、②誤
- (3) ① 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をする ことができないときは、荷受人の費用をもってこれを倉庫営業者に寄託すること ができる。
 - ② 港湾荷役事業者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を行わなければならない。
 - ア ①正、②正
 - イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正 エ ①誤、②誤
(4) ① 港湾運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならず、これを変更しようとするときも同様である。
② 港湾運送事業者は、その名義を他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。
ア ①正、②正 イ ①正、②誤 ウ ①誤、②正 エ ①誤、②誤
(5) ① 「はしけ運送事業」とは、港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送だけでなく、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間(指定区間)における貨物の船舶又ははしけによる運送も含むものである。
② 港湾運送事業法第4条の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。
ア ①正、②正 イ ①正、②誤 ウ ①誤、②正 エ ①誤、②誤
2. 次の(1)から(5)は、港湾運送事業法に関する文章である。 に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から一つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)
(1) 「検数事業」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の ア 又は受渡の証明を行う事業をいう。
(2) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について イ その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者が港湾運送事業法又はこれに基づく処分に違反

したときには、 ウ 以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当 該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- (4) 国土交通大臣は、運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令(検数事業等に係るものを除く。)をしようとするときは、当該<u>エ</u>の意見を聴かなければならない。
- (5) 国土交通大臣は、港湾運送事業者が定めた運賃又は料金が特定の利用者に対し、 オ をするものであると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命じることができる。
- ①港湾運送に関する秩序 ②利用者の利便 ③労働者の安全 ④金額の計算
- ⑤箇数の計算 ⑥積付 ⑦荷送人 ⑧十日 ⑨不当な差別的取扱い
- ⑩荷受人 ⑪三十日 ⑫六十日 ⑬三月 ⑭割戻 ⑮六月 ⑯港湾利用者
- 切重量の計算 ⑱港湾運送事業者 ⑲港湾管理者 ⑳港湾所在市町村

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)
(1) この法律において「ア」」とは、内航運送をする事業又は内航運送の用に供される「イ」をする事業をいう。
(2) 総トン数 ウ 未満の船舶であつて長さ エ 未満のものによる ア を営む者 は、事業開始の日から オ 以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
(3) 内航海運業者 (イ をする事業のみを行う者を除く。)は、 カ の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、 キ を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。
(4) 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者(<u>イ</u> をする事業のみを行う者を除く。)は、 <u>ク</u> の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず <u>ク</u> 性の向上に努めなければならない。
(5) 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について クーを阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて ケーの改善、 コーの遵守その他の クーを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 1. 港則法

1. 次の文章は港則法の	条文である。	内に入る適切な語句を	下欄の語群から選
び、その番号を解答欄に	に記入せよ。 (7点)		
(1) 第一条 この法律	は、港内における船舶	的交通の ア 及び	港内のイ
を図ることを目	的とする。		
(2) 第三条(略)			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ハて「特定港」とは、 噂	切水の流い外的が出るで	ジキス洪マ 叶州 国外
	, , , , , ,		
	る港であつて、 ウ		
(3)第三十一条 特定	E港内又は特定港の境界 -	以附近で工事又は作業を	しようとする者
は、エ	なければならない。		
(4) 第二十一条 爆系	き物その他の危険物 (当	首該船舶の使用に供する	ものを除く。以下
同じ。)を積載	はした船舶は、特定港に	入港しようとするとき	は、港の境界外で
オなけ	ればならない。		
	における船舶の係	真泊及び停留を埜止する	場所又は停泊の方
		でこれを定める。	(M)/) (X(S))
伝について必要	:'4 尹炽は、1	「これで足のる。	
F ≒ 			
【語群】			() 軟 () 。
①安全 ②####	②管理	③整理	④整備
⑤維持	⑥整とん	⑦港内	⑧特定港内 ⑩洪島の許可な受け
⑨指定港内⑩港長に届け出	⑩領海内	⑪港長の指揮を受ける場合	⑩港長の許可を受け
	⑭海上保安庁長官の指する		1) 子 山
⑤海上保安庁長官の許可⑦港長が公示		⑩海上保安庁長官に届 - ニ	
0.27.7	18海上保安庁長官が告		⑩国土交通省令
② 政令	②国土交通大臣が告示	`	
2. 港則法に関する次の	文章群 (1) ~ (3) は	こおける(1)及び②の正誤	について、正しい

2. 港則法に関する次の文章群(1)~(3)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1~4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。 (3点)

1	① E	② E
2	① E	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

(1)

- ① 特定港内において、港則法第3条第1項に規定する汽艇等を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。
- ② 特定港以外の港則法が適用される港内において危険物の積込をするには、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。

(2)

- ① 特定港以外の港則法が適用される港内で船舶を進水させようとする者は、その旨を当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長に届け出なければならない。
- ② 特定港においていかだを運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

(3)

- ① 平水区域を航行区域とする日本船舶は入出港の届出をしなくてよい。
- ② 特定港以外の港則法が適用される港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。

12. 海上交通安全法

1. 海上交通安全法で定める航路の中で、速力の制限が航路の全区間において定められている航路を下欄の語群から2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

	⇒ 7. π)/.	1
•	= ##	1
	$\Pi \Pi / \Pi + \bullet$	

①中ノ瀬航路	各 ②	来島海峡航路	③明石海峡航路		
4. 備讃瀬戸東	東航路 ⑤	水島航路	⑥備讃瀬戸北航路		
⑦備讃瀬戸南	有航路 ⑧	宇高東航路	⑨宇高西航路		
2. 次の文章は、	海上交通安全法の第	条文である。	内に入る適切な語句を下欄		
の語群から選び	、その番号を解答欄	『に記入せよ。(6 点)		
(1) 第一条 ご	この法律は、船舶交	通がふくそうす	る海域における船舶交通について、		
特別の多	を通方法を定めると	ともに、その危	:険を ア するための規制を行		
なうこと	とにより、船舶交通(のイを	 図ることを目的とする。		
(2) 第三十六多	& 次の各号のいず	れかに該当する	者は、当該各号に掲げる行為につい		
7 7			い。ただし、通常の管理行為、軽易		
			るものについては、この限りでない。		
			る海域において工事又は作業をしよ		
			る一個人では、「一個人」の一個人である。		
うとする者					
二 前号に掲げる海域 (オ 区域と重複している海域を除く。) において					
工作物の設置(現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下					
同じ。)をしようとする者					
$2 \sim 5$ (Figure 2)	子)				
6 第一項	頁の規定による許可	を受けた者は、	当該許可の期間が満了したとき、又		
は前項の)規定により当該許	可が取り消され	たときは、カ当該工作物の		
除去その	の他原状に回復する打	措置をとらなけ.	 ればならない。		
【語群】					
①排除	②防止	3除去	④安全		
⑤整頓	⑥効率化	⑦法律	⑧ 政令		
⑨国土交通省令	10工事	⑪漁業	⑫港湾		
⑬国土交通大臣	4	15港長			

3. 海上交通安全法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の $1\sim4$ から選び、その番号を解答欄に記入せよ。 (1点)

⑩必要に応じ ⑪速やかに ⑱1週間以内に

① 航路又はその周辺の政令で定める海域において、工事又は作業をしようとする者

は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、「その周辺の政令で定める海域」とは、航路の側方の境界線から航路の外側2海里以内の海域である。

② 航路及びその周辺の海域以外の海域において、漁礁を設置しようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。

1	① E	② 正
2	① IE	② 誤
3	① 誤	② IE
4	① 誤	② 誤

- 4. 海上交通安全法に関する次の文章で、①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の $1\sim4$ から選び、その番号を解答欄に記入せよ。 (1点)
 - ① 海上保安庁長官は、海上交通安全法で規定する航路を航行する巨大船又は危険物 積載船に対して、船舶交通の危険を防止するために、航行を補助する船舶の配備を 指示することができる。
 - ② 海上交通安全法で規定する航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から 航路に入ろうとする日の前日正午までに、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当 該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の国土交通省令で定める事項 を海上保安庁長官に通報しなければならない。

1	① E	② 正
2	① IE	② 誤
3	① 誤	② IE
4	① 誤	② 誤

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を 解答欄に記入せよ。(5点)
(1) 船舶から有害液体物質を排出しようとする場合に実施する事前処理が 基準に適合するものであることについて確認する登録確認機関が、その氏 名、名称及び住所等を変更しようとするときは、変更しようとする日の ア 前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。
(2) 国土交通大臣の行う イ の放出量確認(以下「放出量確認」という。)を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る イ の放出状況の確認方法その他の国土交通省会で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
(3) 船舶所有者は、船舶を一定の廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について ウ の登録を受けなければならない。
(4) 検査対象船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト 汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものを除く。)は、 有効な <u>エ</u> の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事さ せてはならない。
(5)他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数 オ 以上のタンカー(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)の船舶所有者は、当該積替え(以下「船舶間貨物油積替え」という。)に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

【語群】

- ① 一週間
- ② 二週間
- ③ 一箇月

- ④ 窒素酸化物
- ⑤ 硫黄酸化物
- ⑥ 二酸化炭素
- ⑦ 海上保安庁長官 ⑧ 国土交通大臣
- ⑨ 環境大臣

- ⑩ 国際海洋汚染等防止証書
- ① 臨時海洋汚染等防止証書
- ② 海洋汚染等防止証書
- ③ 百トン
- ⑭ 百五十トン
- 15二百トン
- 2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、 正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)
- (1) 船長(もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下 「引かれ船等」という。) にあっては、船舶所有者。) は、油記録簿をその 最後の記載をした日から二年間船舶内(引かれ船等にあっては、当該船舶 を管理する船舶所有者の事務所。)に保存しなければならない。
- (2) 南極海域以外では、総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十一人以 上の国際航海に従事する船舶からの政令で定めるふん尿等の排出は、排出 海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従ってする場合に限り認めら れる。
- (3)海洋施設から政令で定める基準に適合する水底土砂や廃棄物の処理及 び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)において海洋を投入 処分の場所とすることができると定めた廃棄物を排出しようとする者は、 当該廃棄物の海洋施設への積込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内におい て生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画が当 該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に適合するものであることにつ いて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければな らない。
- (4) 油又は有害液体物質が国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広が っていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの海上保安機関に通報しな ければならない。
- (5) 海洋施設において、当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる 不要な油は焼却してはならない。

14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

— 記	損無等における□ に入る適切入せよ。(5点)				ら選び、その番号を解答欄に
かる	ぶ我が国の安全を る外国船舶の航行 よ事項を定めるこ	確保 方法 とに	する上で重要であ 、外国船舶の航行 より、領海等にお	るこ の規 ける:	て海洋の安全を確保することとにかんがみ、領海等におり制に関する措置その他の必要外国船舶の航行の秩序を維持て アーーを確保すること
0)船長等が第四条	の規	定に違反している	と認	る立入検査の結果、当該船舶 めるときは、当該船長等に対 とを命ずることができる。
G [系るものに限る。 エニに行わ)又に		主来る	
[ī	吾群】				
1	安心	2	整然	3	継続的
4	領海等の安全	5	海上保安官	6	速やか
7	迅速	8	国土交通大臣	9	領空
10	持続的	(11)	排他的経済水域	12	海上保安庁長官
13	無害	14)	船舶交通の安全	1 5	内水
<u>16</u>)	海洋権益	17)	地方運輸局長	18	効果的
19	管海官庁	20	限定的		

- 2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章のうち、 正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)
- (1) 外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、 又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国 土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船 籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で 定める事項を最寄りの地方運輸局の事務所に通報しなければならない。
- (2) 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と思料される船舶があり、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。
- (3) 法第五条第一項の規定による通報は、書面により行わなければならない。
- (4) 法第二条第五号の国土交通省令で定める船舶の停留又はびょう泊の用に供する施設又は場所とは、泊地、船だまり及びびょう地である。
- (5) 外国船舶の船長等がしなければならない通報は、当該外国船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。

4時限目(15:30~17:40)

- 15. 船舶法
- 16. 船舶安全法
- 17. 船舶のトン数の測度に関する法律
- 18. 造船法
- 19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等 に関する法律
- 20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

15. 船舶法

1		の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。
	(1)	日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、 ア セラレタルトキ又ハ日本ノ イ ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリニ週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ 要ス船舶ノ ウ カ三个月間分明ナラサルトキ亦同シ
	(2)	日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ エ ヲ超ユルコトヲ得ス
	(3)	第四条乃至前条ノ規定ハ総トン数 <u>オ</u> トン <u>カ</u> ノ船舶及ヒ端舟其他櫓櫂 ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓櫂ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス
	(4)	船籍港ハ キ ノ名称ニ依ル但 ク ノ キ ノ存セサル区域ニ在リテハ ク ノ ノ ス称トス
	(5)	本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其 <u>ケ</u> ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ但船舶カ官庁ノ所有ニ属スル場合ニ於テ告示ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ニ付テハ此限ニ在ラス
		船舶法第五条第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、 コ 及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル サ ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ
	(7)	船舶国籍証書ノ シ ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ返還スヘシ
2		の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。 1点)
	(1)	代表者三名のうち二名が日本国民であり、業務を執行する役員五名のうち四名が日本国民である、日本の法令によって設立した会社が所有する船舶は日本船舶となる。
	(2)	日本船舶の所有者は日本に船籍港を定め、その船籍港を管轄する管海官庁に船舶

(3) 船舶国籍証書の検認は、指定された期日までに船籍港を管轄する管海官庁で必ず

の総トン数の測度を申請しなければならない。

受けなければならない。

- (4) 日本船舶は、必ず船舶国籍証書の交付を受けた後でなければ船舶に日本の国旗を掲げ、航行させることはできない。
- (5) 日本船舶の船名を変更した場合は、船舶所有者がその事実を知った日から二週間 以内に変更の登録をしなければならない。
- (6) 総トン数百トン未満の船舶の信号符字は、船舶所有者の申請により点附する。
- (7) 船名及び船籍港は、船首両舷の外部及び船尾の見やすい場所に標示しなければならない。
- (8) 抹消の登録を申請するときの手数料は七千六百円である。

16. 船舶安全法

1.	次の文章中、 に入る適切な語句(船舶安全法で使用されているものに限る。)
	又は数字を解答欄に記入せよ。(各1点)
(1)日本船舶は、本法によりその <u>ア</u> を保持し、かつ、 <u>イ</u> の安全を保持するために
	必要な施設をなさなければ、航行の用に供することはできない。
(2) ウ (船舶共有の場合であって エ を置いている場合あっては エ 、船舶貸
	借の場合にあっては <u>オ</u>)は、法第五条第一項第一号から第五号に掲げる区別に
	 よる検査を受けなければならないと規定されており、例えば、船舶検査証書の有効期
	間が満了したときには、同項第一号に規定するカーを受検しなければならない。
(3)法第五条の検査は、国土交通大臣が特に定める場合を除き、船舶の <u>キ</u> を管轄する
	<u> </u>
(4)管海官庁は、 カ に合格した船舶に対しては ク 又は ケ (小型船舶に限る。)
	<u> </u>
(5) ク の有効期間は コ 年である。ただし、 サ を除き平水区域を航行区域とす
2.	次の①~④の記述のうち、法第五条又は法第六条の検査の省略が認められる場合とし
	て適当なものを全て選び、番号を回答欄に記入せよ。(3点)
1	国土交通大臣の認定を受けた者が、製造工事を行い、当該製造工事が法第二条第一項
	に規定する国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定に適合していること
	を確認したとき。
2	国土交通大臣の認定を受けた者が、国土交通大臣の認可を受けた検査事務規程にした
	がって整備を行い、当該整備が当該検査事務規程に適合してなされたことを確認した
	とき。
3	国土交通大臣の型式承認を受けた船舶又は物件を製造し、当該船舶又は物件について
	国土交通大臣の登録を受けた船級協会による検定を受け、合格したとき。
4	型式承認を受けた船舶又は物件について、当該船舶又は物件に係る製造工事の能力に
	ついて国土交通大臣の認定を受けた者が、当該船舶又は物件を製造し、当該船舶又は
	物件が当該承認を受けた型式に適合することを確認したとき。
3.	次の文章中、 に入る適切な語句 (船舶安全法で使用されているものに限る。)
	又は数字を解答欄に記入せよ。(各1点)
(1) ア 又は イ を航行区域とする船舶、 ウ を航行区域とする長さ24メートル以
	上の船舶、総トン数 エートン以上の漁船には満載喫水線の表示が義務付けられてい
	<u></u> る。
(2)本法施行地において製造する長さ オーメートル以上の船舶の製造者は製造検査を受
	<u>——</u> 検しなければならない。
(3)政令により定める総トン数 <u>カ</u> トン未満の漁船には、第二条第一項の規定は適用さ

れない。

17. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン 入る適切な語句を語群から選				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	施す	るとともに、海事に関	する	に関する国際条約(以下 制度の適正な運営を確保す 必要な事項を定めるものと
(2) この法律において「 ン数を記載した証書であ エ 以上の日本船舶につ	つて	、この法律の規定に基	づき	及び第六条第一項の純ト 国際航海に従事する長さ
(3) 純トン数は、 オ 又 大きさを表すための指標と				所とされる船舶内の場所の
(4) <u></u> キ は、 <u>イ</u> の記 から <u>ク</u> 以内に、国土				きは、その変更があつた日 申請しなければならない。
(5) 前条に規定する事務は	、外	国にあつては、日本の	ケ	が行う。
交付した イ に相当す 」させることができる。	イ	(条約の締約国であ	る外	要な限度において、その職 国が条約の規定に基づいて 確認書その他の物件を <u>コ</u>
【語群】		No. 1. 1.		
1. 検査		測度		登録
4. 監査		船舶国籍証書		国際トン数証書
7. 載貨重量トン数証書				載貨重量トン数 パナマ運河トン数
10. 総トン数 13. スエズ運河トン数				十二メートル
16. 二十メートル				三十メートル
19. 貨物		燃料油		船員
22. 積荷		荷物		乗客
25. 旅客		船長		船舶所有者
28. 取締役		一週間		二週間
31. 三週間	32.	一箇月	33.	二箇月
34. 船舶測度官	35.	船舶検査官	36.	管海官庁
37. 領事官	0.0	大使館		造船所

18. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の (5点)	に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(1) この法律は、 ア の向上を図り、 期することを目的とする。	あわせて造船に関する事業の円滑な運営を

- (2) 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から イ 以内に、そ の施設の概要及び ウ を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
 - 二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の ものの製造又は修繕をする事業
 - 三 軸馬力 エ 馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
 - 四 受熱面積 オ 平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業
- 2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答 欄に記入せよ。(5点)
 - (1) 事業開始の届出をする際の添付書類は、定款、現に行っている事業の概要を説明する書類、最近の賃借対照表及び損益計算書、施設に備える設備の概要及び当該施設の敷地総面積を示す書類及び図面である。
 - (2) 生産状況報告書は年二回提出することとされている。
 - (3) 造船法に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、 その一部を地方運輸局長に委任している。
 - (4) 施設の借受の許可を受け、事業を行った後、施設の元の所有者に返還する際は、 返還してから一箇月以内に、返還した旨届け出なければならない。
 - (5) 造船法において、国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができるドックを備える船舶の製造の施設を新設した者は、三万円以下の罰金に処すると定められている。

19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 次の文章中、 に入る適切な語句(国際航海船舶及び国際港湾施設の等に関する法律において使用されているものに限る。) 又は数字を解答欄に(各1点)	
(1) ア とは、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必程度を示すものとして設定される指標をいう。	の要な措置の
(2) 国際航海日本船舶(国際航海に従事する日本船舶であって旅客船又は イ 以上の旅客船以外のもの)の所有者は、当該国際航海日本船舶を 航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る ウ 船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、 エ の選任、操網 舶保安記録簿の備付け並びに オ の備置き及びその適確な実施につい 大臣の行う カ を受けなければならない。	初めて国際 等の設置、 東の実施、船
(3) オ の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した 該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘案して、当該国際 舶に対して危害行為が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の し、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通 るところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。) ければならない。	察航海日本船 確保に及ぼ 6省令で定め
(4) 船舶保安証書の有効期間は ク 年である。ただし、その有効期間かでの間において、国土交通省令で定める事由により検査を受けることがた国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、 ケ 月を超えないの有効期間を延長することができる。	ぶできなかっ
(5) 従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前 コ 月以内に受けた船舶保安証書の交付を受けた場合、当該証書の有効期間は、従前の船舶有効期間が満了する日の翌日から起算して ク 年を経過するまでの其	的保安証書の

20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

1 1/4	の気をある。現象にはなる。		中佐に明ナッツははい	田上	7 文会中 マーニー	
	(の船舶の再資源化解体の適 、る適切な語句を語群から選					
(1)	「特定船舶」とは、法第 該各号に定める総トン数が ものを除く。)をいう。				の区分に応じ、それぞれ当 省令で定める特別の用途の	
(2)	の水域において航行の用に	供し なお	ようとするときは、 、特別特定日本船舶	イ	を初めて日本国領海等以外 を作成し、 ウ の確認 の日本船舶について、 イ	
(3)	イ とは、船舶に使用 物質の オ 及び カ が う。				ている設備に含まれる有害 により記載された図書をい	
(4)	特別特定日本船舶は、有領海等以外の水域においては、 ク である。				るものでなければ、日本国 。なお、 <u>キ</u> の有効期間	
(5)						
【語群						
	1. 100トン	2.	200トン	3.	300トン	
	4. 400トン	5.	500トン	6.	3ヶ月	
	7. 5ヶ月	8.	1年	9.	3年	
-	10. 5年	11.	6年	12.	不可能	
-	13. 可能	14.	有害物質一覧表	15.	有害液体物質記録簿	
-	16. 船舶発生廃棄物記録簿	17.	形状	18.	種類	
-	19. 用途	20.	量	21.	処理方法	
4	22. 排出量	23.	主務大臣	24.	国土交通大臣	
4	25. 環境大臣	26.	相当検査	27.	相当確認	
4	28. 相当指定			30.	有害物質一覧表確認証書	
,	31. 検査合格証明書	32.	相当証書	33.	相当証明書	